

## 平成28年度における領事手数料改定について

大使館で取り扱っている領事事務の手数料が、邦貨換算レートの変動により4月1日から改定されますのでお知らせいたします。改定後の手数料額についてはこちら

( [http://www.sg.emb-japan.go.jp/ryoji\\_OSHIRASE\\_fee23-3-16.pdf](http://www.sg.emb-japan.go.jp/ryoji_OSHIRASE_fee23-3-16.pdf) ) をご覧下さい。

なお、年度をまたぐ手数料の徴収にあたっては、申請日時点での手数料額を徴収することになりますので、ご留意下さい(例：3月31日申請受付4月5日交付の場合、3月時点での手数料(平成27年度の手数料)額が適用されます)。

在シンガポール日本国大使館